

平成 2 5 年 第 2 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 4 号)

平成 2 5 年 6 月 1 7 日

議案、請願に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度御代田町一般会計補正予算案について (第 1 号)
- 日程第 2 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について (第 1 号)
- 日程第 3 請願第 1 5 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
- 日程第 4 請願第 1 6 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 5 請願第 1 7 号 年金 2 . 5 %削減中止を求める請願
- 議案上程
- 日程第 6 意見案第 2 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案について
- 日程第 7 意見案第 2 3 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案について
- 日程第 8 意見案第 2 4 号 年金 2 . 5 %削減中止を求める意見書案について

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 6 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日	午前 1 0 時 3 5 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 6 月 1 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日	午前 1 0 時 3 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 柳 澤 治
	2 番 小 井 土 哲 雄

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	山 本 邦 重
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	茂 木 康 生	教 育 次 長	重 田 重 嘉
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 2 回定例会会議録

平成 25 年 6 月 17 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀恵人君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 6 月 7 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従いまして、各常任委員長から報告を願います。

――― 日程第 1 議案第 57 号 御代田町平成 25 年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長 (内堀恵人君) 日程第 1 議案第 57 号 御代田町平成 25 年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (古越日里君) 議事日程第 4 号の、1 ページをお開きください。

平成 25 年 6 月 17 日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第 57 号 平成 25 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 1 号) について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀恵人君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（内堀恵人君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました、議案第57号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第57号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第58号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第2 議案第58号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 2ページをお開きください。

平成25年6月17日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第58号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(内堀恵人君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長からの報告がありました、議案第58号につ
いてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第58号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補
正案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第3 請願第15号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める

請願について――

――日程第4 請願第16号 国の責任による35人以下学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願について――

――日程第5 請願第17号 年金2.5%の削減中止を求める請願について――

○議長（内堀恵人君） 日程第3 請願第15号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について、日程第4 請願第16号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願について、日程第5 請願第17号 年金2.5%の削減中止を求める請願についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 3ページをお開きください。

請願審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第15号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
（6月7日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

2. 件名 請願第16号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願
（6月7日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

3. 件名 請願第17号 年金2.5%の削減中止を求める請願
（6月7日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成25年6月17日

御代田町議会議長 内堀恵人様

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、請願第15号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第15号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、請願第15号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第16号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第16号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第16号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第16号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第17号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第17号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第17号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第17号 年金2.5%の削減中止を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第6 意見書案第22号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を

求める意見書について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第6 意見書案第22号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 4ページをお開きください。

意見案第22号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案について
上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出し
ます。

平成25年6月17日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古越 日里
賛成者 御代田町議会議員 池田健一郎
御代田町議会議員 笹沢 武
御代田町議会議員 柳澤 治
御代田町議会議員 市村千恵子
御代田町議会議員 仁科 英一

5ページをお開きください。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の
機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果
たしてきたところです。

しかし、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されたた
め、保護者負担が増加した市町村が幾つも出てきました。さらに、平成18年度か
ら義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、各県の財
政状況を圧迫しています。今のままでは、財政規模の小さな県では、十分な教育条
件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成26年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均
等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教
育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）の、趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育国庫負担制度が1953年に成立しました。

しかし、1985年からこの義務教育費国庫負担制度が改悪され続けています。教材費の削減により、保護者負担が増えたり、市町村に教育環境の差が出始めたりしました。さらに、2006年に国庫負担が2分の1から3分の1になり、税源委譲がされたことに伴い、県の財政が大きく圧迫され続けています。

国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を復元すること、国庫負担金から既に除外した項目の復元を求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第 2 2 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第 2 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第 7 意見案第 2 3 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第 7 意見案第 2 3 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 6 ページをお開きください。

意見案第 2 3 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 5 年 6 月 1 7 日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古越 日里

賛成者 御代田町議会議員 池田健一郎

御代田町議会議員 笹沢 武

御代田町議会議員 柳澤 治

御代田町議会議員 市村千恵子

御代田町議会議員 仁科 英一

7 ページをご覧ください。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

文部科学省は昨年9月に、平成25年度から5カ年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の推進等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。

しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。

長野県では今年度30人規模学級（35人学級）を中学校3年生まで拡大し、小・中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務教育標準定数法（義務標準法）では、小学校1年生までは35人学級であるが小学校2年生以降は40人学級のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、学級増にともなう教員増を臨時的任用教員の配置で補い、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法の改正により、小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう、強く要請する。

また、そのためにも、世界的にもGDP比大変低い水準にある教育費の割合をOECD諸国の平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

1. 国の責任において35人以下学級を推進するために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

文部科学大臣 殿

総 務 大 臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

文部科学省は昨年9月に、平成25年度から平成29年度までの5年間で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の推進等を内容とする新たな教職員定数改善計画案を策定しましたが、政府はこの実施を見送ってしまいました。

長野県では、今年度30人規模学級（35人学級）が中学校3年生まで拡大され、小・中学校全学年において35人学級が実施されることになりました。しかし、義務標準法の裏付けがなく、国の加配等を利用しながら、予算的なやりくりをしているために、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上で極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第23号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第23号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 意見案第24号 年金2.5%の削減中止を求める意見書案

について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第8 意見案第24号 年金2.5%の削減中止を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 8ページをお開きください。

意見案第24号 年金2.5%削減中止を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年6月17日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古越 日里

賛成者 御代田町議会議員 池田健一郎

御代田町議会議員 笹沢 武

御代田町議会議員 柳澤 治

御代田町議会議員 市村千恵子

御代田町議会議員 東口 重信

9 ページをお開きください。

年金 2.5%削減中止を求める意見書（案）

貴職におかれましては、住民の福祉の増進に日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金 2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直結給付される収入で、当御代田町でも厚生・国民年金は 6,200 人余が受給しており、2.5%削減で 1 億 200 万円余が減額され地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、以下の点を強く要請します。

記

1. 2013 年 10 月からの「年金 2.5%削減」を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 年金 2.5%削減中止を求める意見書（案）

の趣旨説明を行います。

昨年11月16日に衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、今年10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

年金2.5%の削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。また、高齢者の大幅な収入減は、地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは、言うまでもありません。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第24号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第24号 年金2.5%削減中止を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（内堀恵人君） 閉会に先だち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 平成25年第2回御代田町議会定例会の閉会にあたりまして、ひと言お礼を申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦勞さまでした。本議会に提案いたしましたすべての案件についてご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

さて、議員の皆さまにとりましては、今回の議会が4年の任期最後の定例会となりました。

この間、中学校の建替えや、町内各所の道路改良、防災・減災対策、厚生労働省の交付金を活用した、各区での世代間交流センターの建設や消防団詰所の改築、メルシャン跡地の購入や新クリーンセンターの取組みなど町の懸案事項の推進や、安全・安心なまちづくりを進めることができましたのも、議会の皆さまのご理解、ご支援とご協力があったることと、深く感謝を申し上げる次第であります。

この間の、時には激しい議会での議論というものが、将来のまちづくりに必ず生きるものと確信をしております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、来るべき町会議員選挙に向けて、あるいはさまざまな分野で、一層ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（内堀恵人君） これにて、平成25年第2回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時35分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員